

品質管理基準

平成22年7月
(平成2030年4月改定)
宮崎県県土整備部

品質管理

1 目的

土木工事の施工にあたっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要領等に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

2 品質管理基準及び規格値

目 次

1 セメントコンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	1
2 ガス圧接	4
3 既製杭工	4
4 下層路盤	5
5 上層路盤	6
6 アスファルト安定処理路盤	7
7 セメント安定処理路盤	7
8 アスファルト舗装	7
9 転圧コンクリート	10
10 グースアスファルト舗装	12
11 路床安定処理工	14
12 表層安定処理工（表層混合処理）	15
13 固結工	16
14 アンカーエ	16
15 補強土壁工	16
16 吹付工	17
17 現場吹付法枠工	19
18 河川土工	21
19 海岸土工	22
20 砂防土工	22
21 道路土工	23
22 捨石工	24
23 コンクリートダム	25
24 覆工コンクリート（N A T M）	27
25 吹付コンクリート（N A T M）	30
26 ロックボルト（N A T M）	31
27 路上再生路盤工	32
28 路上表層再生工	32
29 排水性舗装工・透水性舗装工	33
30 プラント再生舗装工	35
31 工場製作工（鋼橋用鋼材）	36
32 ガス切断工	36
33 溶接工	37

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および及び産地が変わった場合。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および及び産地が変わった場合。	○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (碎砂・碎石・高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および及び産地が変わった場合。 JIS A 5005(コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材ー第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材ー第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材ー第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材ー第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石40%以下 砂利35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上、及び産地が変わった場合。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および及び産地が変わった場合。 ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および及び産地が変わった場合。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および及び産地が変わった場合 碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回/年以上および及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○
製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
			回収水の場合: JIS A 5308付属書C		塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および及び水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
～		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頸(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頸(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋、セバレータを有しない無筋構造物の場合には省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頸(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
その他	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)		1)測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計士15を超える20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m ³ 内で安定するまで、運搬車の3台毎ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3)配合設計士20kg/m ³ の指標値を越える場合は、生コンを打込みずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計士15kg/m ³ 内で安定するまで、運搬車の3台毎ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上または、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を探用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

表現の適正化

改定年の追加

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		必須	スランプ試験 JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差士2.5cm スランプ2.5cm：許容値士1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、 および及び 荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験 JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回。 なお、テススピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、 および及び 荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		その他	コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須) JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテススピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験 JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験 JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰、水門・涵門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、ひび割れ部分のマーキング及びひび割れ幅についての展開図を作成するとともに、展開図に対応する写真について撮影し、監督員に報告するものとする。	

規格値を越えるひび割れが確認された場合の調査を追加

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等による確認	
1 鉄筋コンクリート構造物の強度試験	强度試験	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となつた場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m以上の中筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堤・水門・橋門を対象。(ただし、これらの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレスコンクリートは対象としない)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行なう。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行なう。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
	構造物の強度測定	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左		
		強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左		
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・たれ下がり ・焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のすれ等 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の0.1倍以上。ただし、SD490の場合には1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のすれが鉄筋径の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行なう。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件、高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行ななければならぬ。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行ななければならぬ。	
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・たれ下がり ・焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のすれ等 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の0.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のすれが鉄筋径の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。 いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷試験を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥圧接部を切り取って再圧接する。	
		超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行なった結果、不合格箇所が1箇所以下の時はロットを不合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜き検査を原則とする。 抜き検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となつた箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。	○
	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下:許容値3mm以下 外径1016mmを超える:許容値4mm以下	・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1016mmを超える:上ぐいと下ぐいの外周長の差を表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	●割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うこととする。 試験箇所は杭の全周とする。	
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1箇から3箇であること	原則として溶接2箇所毎ごとに1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎ごとに1箇所とは、溶接を2箇所施工した毎ごとにその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	
	その他		鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1箇から3箇であること	原則として溶接2箇所毎ごとに1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎ごとに1箇所とは、溶接を2箇所施工した毎ごとにその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め) 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中堀り杭工法)、60%(ブレーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験 舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシュシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュシャランを用いる場合で、上層路盤・基層・表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方:……20cm 東北地方:……30cm その他の地方:……40cm	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・CS:クラッシュシャラン鉄鋼スラグに適用する。
			道路用スラグの星色判定試験	JIS A 5015	星色なし	施工前、材料変更時	○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシュシャランに適用する。 ○

品質管理基準

工 稲	種 別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	【車道部】 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上 【歩道部】 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1.000mあたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下	異常が認められたとき。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき。		
5 上層路盤	材料	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40°Cで行った場合80%以上	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	○	
		鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○
		鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
		鉄鋼スラグの一輪圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時		○
		鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
	その他	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
	施工	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土木工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○
		現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1.000mあたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
		粒度(2.36mm フレイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事: 1回~2回／日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表面用混合物の	

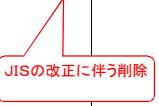
品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等によ る確認
6 アスファルト安定処理路盤			粒度(75 μm フレイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75 μm ふるい: ±6%以内	中規模以上の工事: 1回～2回／日	総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			ブルーフロー リング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		上層路盤仕上がり後、全幅、全区間にについて実施する。	
		その他の	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
7 セメント安定処理路盤	材 料	必 須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-38	下層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上	施工前、材料変更時	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下	施工前、材料変更時	
8 アスファルト舗装		施工	粒度(2.36mm フレイ)	JIS A 1102	2.36mm ふるい: ±15%以内	1回～2回／日	
			粒度(75 μm フレイ)	JIS A 1102	75 μm ふるい: ±6%以内	異常が認められたとき。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000mあたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	
		その他の	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-213,[4]-218	±1.2%以内	異常が認められたとき(1～2回／日)	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片: 10%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。

品質管理基準

工 種	種 別	試 験 分 区	試 験 项 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	フィラーの粒度試験	JIS A 5008 便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008 1%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	その他	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205 4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65 50%以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59 3%以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61 1/4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する。 アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77 水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110 SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 すり減り量 砂石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工 種	種 別	試 験 分 区	試 験 项 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 損失量:12%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126 軟石量:5%以下 	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			針入度試験	JIS K 2207 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			軟化点試験	JIS K 2207 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			伸度試験	JIS K 2207 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			密度試験	JIS K 2207 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工 種	種 別	試 験 分 区	試 験 项 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等によ る確認
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。
			60°C粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。
ブ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mm フレイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/ 日 ・定期的又は随時 印字記録の場合: 全数		○
		粒度(75 μmフ ルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75 μmふるい: ±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/ 日 ・定期的又は随時 印字記録の場合: 全数		○
		アスファルト量 抽出粒度分析 試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/ 日 ・定期的又は随時 印字記録の場合: 全数		○
		温度測定(ア スファルト・骨 材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物出荷温度計定期点検の証明書で適正な温度計であることが確認でき、出荷温度が記載された伝票等を提出した場合は、試験を省略できる。	○
そ の 他		水浸ホイール トラッキング試 験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		ホイールトラッ キング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
		ラベリング試 験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
舗 設 現 場	必 須	現場密度の測 定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	【車道】 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 98%以上 X3 96.5%以上 【歩道】 基準密度の X10 92.5%以上 X6 93%以上 X3 93.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとすると、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000mあたり1個で測定する。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・締固め度は、監督員が承諾した基準密度に対する百分率で表した値とする。	
		温度測定(初 転圧前)	温度計による。	110°C以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
		外観検査(混 合物)	目視		随時		
		そ の 他	すべり抵抗試 験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎ごとに1回	
9 転圧コンク リート	材 料	必 須	コンシステン シーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値: 50秒	当初	
			マーシャル突 き固め試験	転圧コンクリート舗 装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率: 96%	当初	

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等によ る確認
			ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:97%	当初		
			含水比試験 JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシスティンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録IIに示した直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験 JIS A 1106	設計図書による。	2回／日(午前・午後)で、3本1組／回。		
その他の骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。			○
			骨材の単位容積質量試験 JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回／日。		○
			骨材の密度及び吸水率試験 JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験 JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合:40%以下	○
			骨材の微粒分量試験 JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		
粗骨材中の軟石量試験 JIS A 1126	JIS A 1126		軟石量:5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○
			砂の有機不純物試験 JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験 JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験 JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			骨材中に含まれる密度1.95g/cm ³ の液体に浮く粒子の試験 JIS A 1141	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		○
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122 JIS A 5005	JIS A 1122 JIS A 5005		細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験 JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析 JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道以外の水の場合: JIS A 5308付属書3 懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上 および及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上 および及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
製造 (プラント)	その他の計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
施工 必 須			ミキサの練混ぜ性能試験 パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験 JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験 JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			コンシステンシーセンサー試験	修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーセンサーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験 舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーセンサーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーセンサーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験 JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回 (材令28日)。		
			温度測定(コンクリート) 温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		
			現場密度の測定 RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回(横断方向に3箇所)		
			コアによる密度測定 舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m ² に1個の割合でコアを探取して測定		
10 グースアスファルト舗装	材料 必 須		骨材のふるい分け試験 JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験 JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			骨材中の粘土塊量の試験 JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工 種	種 別	試 験 分 区	試 験 項 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
その他の粗骨材の性状試験	粗骨材の形状試験	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片:10%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	粗骨材のすりへり試験	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	粗骨材中の軟石量試験	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		JISの改正に伴う削除					
	針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
	軟化点試験	JIS K 2207	58~68°C	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25°C)	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	

品質管理基準

工 種	種 別	試 験 分 区	試 験 项 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207 86～91%	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4 240°C以上	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207 0.5%以下	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			密度試験	JIS K 2207 1.07～1.13g/cm ³	施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
ブ ラ ン ト	必 須	貫 入 試 験 40°C	舗装調査・試験法 便覧 [3]-315	貫 入 量 (40°C) 目標値 表層: 1～4mm 基層: 1～6mm	配合毎ごとに各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
		リュエル流動性試験 240°C	舗装調査・試験法 便覧 [3]-320	3～20秒(目標値)	配合毎ごとに各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	300以上	配合毎ごとに各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
		曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10°C, 50mm/min) 8.0 × 10-3以上	配合毎ごとに各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
		粒度(2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1～2回/日 ・定期的又は隨時 印字記録の場合: 全数		○
		粒度(75μm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1～2回/日 ・定期的又は隨時 印字記録の場合: 全数		○
		アスファルト量 抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合: 1～2回/日 ・定期的又は隨時 印字記録の場合: 全数		○
舗 設 現 場	必 須	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220°C以下 石粉: 常温～150°C	随時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物出荷温度計定期点検の証明書で適正な温度計であることが確認でき、出荷温度が記載された伝票等を提出した場合は、試験を省略できる。	○
		温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
11 路床安定処理工	材 料 必 須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
		CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-155,[4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		

品質管理基準

工 種	種 別	試 験 分 区	試 験 项 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等によ る確認	
12 表層安 定処理工(表 層混合処理)	施工	必須	現場密度の測 定※右記試験方 法(3種類)の いずれかを実 施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧[4]-185 突砂 法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、 1,500m ³ 未満の工事は1工事当あたり3 回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の 最低値で判定を行う。		
			または、 RI計器を用いた盛 土の締固め管理要 領(案)	設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単 位」)に分割して管理単位ごとに管理を 行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工 面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施工面積を 2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目 安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規 格値を著しく下回っている点が存在し た場合は、監督員との協議の上で、 (再)転圧を行うものとする。		
			または、 「TS・GNSSを用 いた盛土の締固め 管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの 全てが規定回数だけ締め固められた ことを確認する。ただし、路肩から1m 以内と締固め機械が近寄れない構造 物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単 位」)に分割して管理単位毎ごとに管 理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体、路床とも1 日の1層当あたりの施工面積は1,500 m ² を標準とし2,000m ² 以上の場合、そ の施工面積を管理単位以上に分割 するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合で も1管理単位を複数層にまたがらせる ことはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わ る場合には、新規の管理単位として取 り扱うものとする。			
		ブルーフロー リング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施す る。	・荷重車については、施工時に用いた 転圧機械と同等以上の締固め効果を 持つローラやトラック等を用いるものと する。		
		その 他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用す る。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割 合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認めら れたとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ハングルンピーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所につ いて実施		
	材 料	其 の 他	土の一軸圧縮 試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測 定※右記試験方 法(3種類)の いずれかを実 施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂 法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、 1,500m ³ 未満の工事は1工事当あたり3 回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の 最低値で判定を行う。		
	または、 RI計器を用いた盛 土の締固め管理要 領(案)		設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単 位」)に分割して管理単位ごとに管理を 行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工 面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施工面積を 2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目 安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規 格値を著しく下回っている点が存在し た場合は、監督員との協議の上で、 (再)転圧を行うものとする。			
	または、 「TS・GNSSを用 いた盛土の締固め 管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの 全てが規定回数だけ締め固められた ことを確認する。ただし、路肩から1m 以内と締固め機械が近寄れない構造 物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単 位」)に分割して管理単位毎ごとに管 理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体、路床とも1 日の1層当あたりの施工面積は1,500 m ² を標準とする。また、1日の施工面 積が2,000m ² 以上の場合、その施工面 積を2管理単位以上に分割するものと する。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合で も1管理単位を複数層にまたがらせる ことはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わ る場合には、新規の管理単位として取 り扱うものとする。				

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等による確認
12 地盤改良工	その他の試験	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた軽圧機械と同等以上の綿密な効果を持つフローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験 JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験 JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験 JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量 舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ハンゲルマンピーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
13 固結工	材 料	必 須	土の一軸圧縮試験 JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値を表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施 工	必 須	改良体全長の連続性確認 ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度) JIS A 1216		①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値を表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎ごとに3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。 
14 アンカーアクション工	施 工	必 須	モルタルの圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日		
			モルタルのフロー値試験 JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	午前・午後1度ずつ、各2回の平均値(フロー値)を確認することを基本とする。	
			適性試験(多サイクル確認試験) グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカーアクションに対して十分に安全であること。	施工数量の5%かつ3本以上。 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験) グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカーアクションに対して十分に安全であること。	多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
15 補強土壁工	材 料	必 須	土の締固め試験 JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等) 補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験 補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○
		その他の確認試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等による確認
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A+B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C-D-E法)。ただし、JIS A 1210 C-D-E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当あたり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)に準拠	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210)C-D-E法) 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A+B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C-D-E法)。ただし、JIS A 1210 C-D-E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m2未満:5点 ・500m2以上1000m2未満:10点 ・1000m2以上2000m2未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行ふものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210)C-D-E法) 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			または、「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路面とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがれることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
16 吹付工	材 料	必 須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	○
		其 の 他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(碎砂及び碎石) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3(鋼スラグ細骨材) JIS A 5011-4(電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合 碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上 <small>赤字:及び</small> 水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上 <small>赤字:及び</small> 水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○
製造 (ブランクト)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		○
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			○
	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外		○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打抗、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		○
		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打抗、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		○
	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用1回/日)以上、または1工種当たりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋、セバレータを有しない無筋構造物の場合は省略できる。		
施工	その他					※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打抗、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		

改定年の追加

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法枠工	材料		スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101 スランプ5cm以上8cm未満:許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差士2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当あたりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行なう。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行なう。		
		必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。	○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用碎砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材－第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材－第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回／年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。	○	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
製造		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上 及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回／年以上及び 産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上		○
		練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上 上水道を使用している場合は試験に より及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に より及び水質が変わった場合。	○
		回収水の場合: JIS A 5308付属書C		塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回／年以上 上水道を使用している場合は試験に より及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシスティンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-1502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上。	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差士2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種当たりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
						種)	
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間 および 及び28日間放置後、 $\phi 50\text{mm}$ のコアを取り取りキャッピングを行う。1回に6本($\sigma 7\cdots 3\text{本}, \sigma 28\cdots 3\text{本},$)とする。	・参考値: 18N/mm^2 以上(材令28日) ・小規模工種 まで 1工種当あたりの総使用量が 50m^3 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当あたりの総使用量が 50m^3 以上の場合は、 50m^3 ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照。	
	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/m^3 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の $1/2$ 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／週(海砂使用2回／日)以上、または1工種当あたりの総使用量 50m^3 ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種 まで 1工種当あたりの総使用量が 50m^3 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	$\pm 1.5\%$ (許容差)	・荷卸し時 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて $20\text{m}^3\sim 150\text{m}^3$ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種当あたりの総使用量 50m^3 ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種 まで 1工種当あたりの総使用量が 50m^3 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方 法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
		土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
		土のせん断試験	地盤材料試験の方 法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
		土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $>53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土($25\%\leq \text{Sr}\leq 53\mu\text{m}$ ふるい通過分 $<50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a\leq 15\%$ 【粘性土($50\%\leq \text{Sr}\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\%\leq S_r\leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\%\leq V_a\leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、 $1,000\text{m}^3$ に1回の割合、または堤体延長 20m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)に準拠	・左記の規格値を満たしていくても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。

品質管理基準

工 種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≤75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≤15% 【粘性土(50%≤75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≤Sr≤95%または空気間隙率Vaが2%≤Va≤10% または、設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることがないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トライカビリティが悪いとき。			
19 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮地盤材料試験の方 法と解説	JIS A 1206	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方 法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	R.I.計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)に準拠	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていない場合、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることがないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わった場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トライカビリティが悪いとき。			

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験 JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法 または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行いうるものとする。 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行いうるものとする。
				施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験 JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩碎の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩碎の場合は除く)。	
	その他		土の粒度試験 JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一輪圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の三輪圧縮試験	地盤材料試験の方 法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方 法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性+】	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210 A-B法)、JIS A 1210 A-B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210 A-B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210 C-D-E法))。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	

品質管理基準

工 程	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
22 捨石工	施工	必須	・路体:自然含水比またはトライフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a \geq 2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r \geq 85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部:トライフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a \geq 2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部:自然含水比またはトライフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)に準拠	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行ふものとする。 2. 管理単位は1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、「TS-GPSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎ごとに管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがれることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間にについて実施する。但し、現地打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	平板載荷試験 JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
				現場CBR試験 JIS A 1222	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。			
				含水比試験 JIS A 1203	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。			
				コーン指数の測定 舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トライフィカビリティが悪いとき。		
				たわみ量 舗装調査・試験法便覧 [1]-227(ハンゲルマンピーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
			岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎ごとに当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 : 約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石: 約2.5~2g/cm ³ ・軟石 : 約2g/cm ³ 未満	
				JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎ごとに当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 : 5%未満 ・準硬石: 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	

品質管理基準

工 種	種 別	試 験 分 区	試 験 项 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
		岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎ごとに当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石: 4903N/cm ² 以上 ・準硬石: 980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石: 980.66N/cm ² 未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。 但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	○
23 コンクリートダム	材 料	必 須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第1112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	○
		その他の他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 吸水率: 2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 JIS A 5005(コンクリート用碎砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材ー第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材ー第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材ー第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材ー第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材: ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・碎砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○
			粗骨材中の軽石量試験	JIS A 1126	軽石量: 5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 発始は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○

JISの改正に伴う削除

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
製造（プラント）			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上。 および及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチャミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m³ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種あたりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013,C503-2007)または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、渠渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
	その他	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1)測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計士15を超える場合、配合設計士15を超える場合、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎ごとに1回、単位水量の測定を行ふ。 3)配合設計士20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込みずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎ごとに1回、単位水量の測定を行ふ。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

改定年の追加

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 覆工コンクリート(NATM)	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差士2.5cm	・荷卸し時 ・1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種当あたりの総使用量50m3ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 ・1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回／日以上、または1工種当あたりの総使用量50m3ごとに1回の試験を基本とする。 ・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当あたり1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当あたり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。	・小規模工種※で1工種当あたりの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当あたりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行なう。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、涵門、涵管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値: 2.3t/m3以上	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および及び産地が変わった場合。		○
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等による確認	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用碎砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材ー第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材ー第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材ー第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材ー第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 碎砂、碎石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(ランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	

品質管理基準

工 種	種 別	試 験 分 区	試 験 项 目	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等によ る確認
施工			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面 水率試験	JIS A 1111	設計図書による 2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面 水率試験	JIS A 1125	設計図書による 1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	必 須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。	
	其 の 他	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計士15を超える場合、配合設計士15を超える場合、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎ごとに1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計士20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎ごとに1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要な構造物の場合(重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
	必 須	コンクリートの 圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7~3個、σ28~3個)とする。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。	
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に1回、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.5.03-2007)または設計図書の規定により行う。	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種当あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。	
		其 の 他	コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1107 JIS A 1112	設計図書による。 設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 1回 品質に異常が認められた場合に行う。	
施工後試験	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および及び产地が変わった場合。	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 碎砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 ○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 ○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ○

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
製造 （プラント）			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上。 および及び水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
			計量設備の計量精度	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/週(海砂使用2回/日)以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。		
			吹付けコンクリートにおける初期強度の確認を追加 ・現場実態を反映(トンネル標準示方書「山岳工法編」)・同解説(2016年制定 土木学会)に準拠)	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎ごとに1回 材齢7日,28日(2×3=6供試体)なお、テスピークは現場に配置された型枠に工具で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間おひび及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7…3本、φ28…3本、)とする。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
			その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差士1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差士2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・試験基準に定める試験の頻度は、1回/日以上、または1工種あたりの総使用量50m ³ ごとに1回の試験を基本とする。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	○	
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフローカー試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面あたり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照参照 資表-3.28 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下	当初及び材料の変化時	
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214)	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。 また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をははずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000mあたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いててもよい。
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いててもよい。
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いててもよい。
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いててもよい。
		必須	既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いててもよい。
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いててもよい。
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いててもよい。
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」同左		当初及び材料の変化時	○

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1.000mあたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
		温度測定	温度計による。	110°C以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m ² 毎ごと		
	その他	粒度(2.36mmフライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		粒度(75 μmフライ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉碎、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率 : 3.0%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは偏平な石片: 10%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等によ る確認
アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉碎、製鋼スラグ(SS):30%以下	施工前、材料変更時	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時	○
			粗骨材中の軽石量試験	JIS A 1126	軽石量:5%以下	施工前、材料変更時	○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	施工前、材料変更時	○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0°C以上	施工前、材料変更時	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15°C)	施工前、材料変更時	○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260°C以上	施工前、材料変更時	○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	施工前、材料変更時	○

JISの改正に伴う削除

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等によ る確認
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207 65%以上	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-244 タフネス:20N·m	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
			密度試験	JIS K 2207	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認を得たアスファルト混合物について、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書並びにアスファルト混合物配合設計書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
プラント	必 須	粒度(2.36mm フレイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14 2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/ 日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数			○
		粒度(75 μm フレイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14 75 μmふるい:±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/ 日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数			○
		アスファルト量 抽出粒度分析 試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238 アスファルト量:±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/ 日 ・定期的又は随時 印字記録の場合:全数			○
		温度測定(ア スファルト・骨 材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
	そ の 他	水浸ホイール トランкиング試 験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57 設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
		ホイールトラン киング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39 設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
		ラベリング試 験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17 設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
		カンタブロ試 験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-111 設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性 の確認	○
舗 設 現 場	必 須	温度測定(初 転圧前)	温度計による。 140~160°C	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回) ポリマー改質アスファルトは製造メー カーが定める温度とする。		
		現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-122 X ₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m ² ごと。			
		現場密度の測 定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-97 基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準 密度の94%以上を満足するものとし、 かつ平均値について以下を満足する ものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の均値 X ₁₀ が規格値を満足するものとする。 また、10個の測定値が得がたい場合 は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値 を満足するものとするが、X ₃ が規格値 をはずれた場合は、さらに3個のデータ を加えた平均値X ₆ が規格値を満足し ていればよい。 ・1,000m ² あたり1個で測定とする。 なお、工事あたり3,000m ² 以下の場 合(維持工事を除く)は、1工事あたり3 個(3孔)以上で測定する。			
		外観検査(混 合物)	目視	随時			
30 プラント 再生舗装工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽 出後の骨材粒 度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	再生骨材使用量500tごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト 含有量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238 3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。		○

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等によ る確認
			再生骨材 旧アスファルト 針入度	マーシャル安定度 試験による再生骨 材の旧アスファルト 性状判定方法	20(1/10mm)以上(25°C)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	○
			再生骨材 洗い試験で失 われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。 洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60°C以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファ ルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	○
		そ の 他	再生骨材 旧アスファルト 圧裂係数	舗装再生便覧	1.70MPa/mm以下	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	○
ブ ラ ン ト	必 須	粒度(2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/ 日 ・定期的又は随時。 印字記録の場合: 全数		○
		粒度(75μmフ ルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/ 日 ・定期的又は随時。 印字記録の場合: 全数		○
		再生アスファ ルト量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/ 日 ・定期的又は随時。 印字記録の場合: 全数		○
	そ の 他	水浸ホイール トラッキング試 験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
舗 設 現 場	必 須	ホイールトラッ キング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○
		ラベリング試 験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17	設計図書による。	同左	耐磨耗性の確認	○
		外観検査(混 合物)	目視		随時		
		温度測定(初 転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
		現場密度の測 定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合には基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000mあたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・締固め度は監督員が承諾した基準密度に対する百分率で表した値とする。	
31 工場製 作工 (鋼橋用鋼 材)	材 料	必 須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票 確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。	
			機械試験(JI Sマーク表示 品以外かつミ ルシート照合 不可な主部 材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。
			外観検査(付 属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる	
32 ガス切断 工	施 工	必 須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下 (ただし、切削による場合は50μm以 下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2001/2013)に規定する最大高さ粗さ Rzとする。

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等による確認
33 溶接工	施工		ノッチ深さ ・目視 ・計測	主要部材: ノッチがあつてはならない 二次部材: 1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ 目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け 目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他の	平面度 目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ペベル精度 計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			真直度 計測器による計測	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
		引張試験: 開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状: JIS Z 3121 1号 試験片の個数: 2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.1溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
		型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ): 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がプローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 国-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
		衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属 ^{および及び} 溶接熱影響部で母材の規格値以上(それぞれ3個の平均)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 国-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 国-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
		マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数: 1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 国-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
		非破壊試験: 開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数: 試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 国-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行つ者は、それぞれの試験の種類に對応したJIS Z 2305(非破壊試験―技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
		マクロ試験: すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 国-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法 ^{および及び} 試験片の形状 試験片の個数: 1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 国-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	

品質管理基準

工 種	種 別	試験区分	試験項目	規 格 値	試験基 準	摘 要	試験成績表等によ る確認
			引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。
			曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合には、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たすまでの内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。(非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行なう者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験—技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。
			外観形状検査(ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査(アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすまでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ および及び のど厚は、指定すみ肉サイズ および及び のど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ および及び のど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査(余盛高さ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)·B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	

品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			外観形状検査 (アーチスタッフ)	・目視及びノギス等による計測	<p>・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならぬ。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上</p> <p>・クラックおよびスラグ巻込み:あつてはならない。</p> <p>・アンダーカット:手るどい鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。</p> <p>・スタッジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)をこえてはならない。</p>	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われ割れなどの欠陥を生じないものを合格。	<p>外観検査の結果が不合格となったスタッジベルについて全数。</p> <p>外観検査の結果が合格のスタッジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。</p>	<p>・余盛が包囲していないスタッジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。</p> <p>・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。</p>